

障害児通所支援事業所関係者皆様へ
千代田区障害児通所支援等利用者負担額助成のお知らせ

平素より、千代田区の障害児通所支援事業へのご理解ご協力を賜りありがとうございます。

この度、障害児通所支援サービスの自己負担額を区が独自に助成する「障害児通所支援利用者負担額助成事業」を令和6年4月サービス利用分より開始することをお知らせいたします。

つきましては、下記をご一読の上、4月サービス利用分のご請求から、ご対応頂きますようお願いいたします。

1. 制度の概要

①概要

障害児通所支援を利用した際に発生する自己負担額について区が独自に助成し、無料とする。

②対象者

千代田区に住所を有し、通所受給者証の交付を受けた障害児の保護者のうち、障害児通所支援等の利用者負担額が発生している方

③対象サービス

児童福祉法に基づく児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

④開始時期

令和6年4月サービス利用分から

⑤方法等

・対象者確認方法

対象者の方には通所受給者証の特記事項欄に「千代田区独自減免対象」と記載があります。

なお、国制度の無償化対象者の受給者特記事項欄には「無償化対象児童」と記載があり、区独自助成の対象者ではありません。非課税世帯の方も対象ではありません。

・請求方法

区が障害児通所支援事業所に対し、助成決定者の利用者負担額を含めて国保連合会を経由し、事業者へ給付費を支払います。そのため、事業所から保護者の方への利用者負担額の請求がなくなります。

※利用者負担額決定のため、所得に伴う上限額の設定や複数事業所を利用した場合等の上限額管理は引き続き行うため、ご協力をよろしくお願いいたします。（この点が国制度の無償化対象の児童と異なります）

※教材費・食費などの給付費以外の実費は対象ではありませんので、引き続き保護者の方の自己負担となります。

国保連合会への請求の際には、助成自治体番号に千代田区の番号「131016」と入力の上、「自治体助成分請求額」欄に「決定利用者負担額」と同額を必ず入力してください。

※「決定利用者負担額」には上限額管理後や第2子軽減対象後の負担額をご記入ください。

3. 問い合わせ先 ご質問などあればご連絡ください。

千代田区児童・家庭支援センター 発達支援係 （連絡先）03-5296-9281